

○令和元年総務省告示第二百六十六号（電気通信事業法第五十二
条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務
大臣が別に告示する技術基準を定める件）

（令和元年十一月二十日）

（総務省告示第二百六十六号）

改正 令和 二年 八月 六日総務省告示第二三九号

同 二年 二月 一〇日同 第三八〇号

同 四年 九月 五日同 第三〇六号

同 五年 二月 二二日同 第四二一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十
二条第一項第八号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法
律第八十六号）第五十二條第一項に定める技術基準に相当する技術基
準として総務大臣が別に告示する技術基準を次のように定め、電波法
の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲
げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

一 国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450―5に定める技術基
準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 IEEE802.11b
- 2 IEEE802.11a
- 3 IEEE802.11g
- 4 IEEE802.11n

5 IEEE802.11ac

6 IEEE802.11ad

11 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core
Specification Version 2.1以降

12 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

1 IEEE802.11ah

2 IEEE802.11ax

3 IEEE802.11be

4 IEEE802.15.4

5 IEEE802.15.4g

四 一般社団法人電波産業会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

1 ARIB STD―T101

2 ARIB STD―T107

3 ARIB STD―T108

五 LoRa Allianceが定める規格のうち、LoRaWAN AS923

六 Sigfox S.A.が定める規格のうち、Sigfox RC3

七 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告G.9959に定める技術
基準

八 XGPフォーラムが定める規格のうち、A―GN6.00

九 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI TS 103 357

Lfour family

附 則 （令和二年八月六日総務省告示第二三九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 米国電気電子学会において、IEEE802.11axが成立するまでの間、第三項第一号中「IEEE802.11ax」を「IEEE802.11ax（Draft 1.0以降）」と読み替えて適用する。

附 則 （令和五年十二月二十二日総務省告示第四三二号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日から米国電気電子学会においてIEEE802.11beが成立するまでの間における令和元年総務省告示第
一二六十六号第三項の規定の適用については、同項第三号中
「IEEE802.11be」とあるのは、「IEEE802.11be（Draft 3.0以
降）」とする。